

家族関係に関する申立書（記載例①）
（ハンセン病元患者家族補償金申請用）

※ 事実婚関係の証明には、「事実婚関係に関する申立書」（様式6）を使用してください。

1 当時の関係についての申立

※ 記載例を参考に、(1)又は(2)のいずれかの欄を埋めてください。

（1）親子関係を戸籍により証明できない場合

戸籍上、私 (請求者の氏名)
労働 春子 (2) は (ハンセン病歴のある方の氏名)
厚生 ウメ (1) の
(①の者から見た②の者の戸籍上の続柄)
妹の子 (めい) ですが、血縁上は (①の者から見た②の者の血縁上の続柄)
子 (4) です。
そのため、私は、①の者の④として補償金を請求します。

（2）親子関係以外の関係（※）を戸籍により証明できない場合

※ 兄弟姉妹同士、祖父母と孫、おじ・おばとめい・おい、曾祖父母とひ孫等

戸籍上、(ハンセン病歴のある方の氏名)

 (1) は私 (請求者の氏名)

 (3) の
(③の者から見た②の者の続柄)

 (2) の (②の者から見た①の者の戸籍上の続柄)

 (2) ですが、
(②の者から見た①の者の血縁上の続柄)

 (2) 血縁上は、②の者の (②の者から見た①の者の血縁上の続柄)

 (2) です。仮に、①の者と②の者の戸籍上の
関係が血縁上の関係どおりであった場合、私は①の者の (①の者から見た②の者の戸籍上の続柄)

 (4) です。
そのため、私は、①の者の④として補償金を請求します。

（次ページにお進みください）

2

①の者と②の者について、請求書に記載の関係であることを証明できない理由

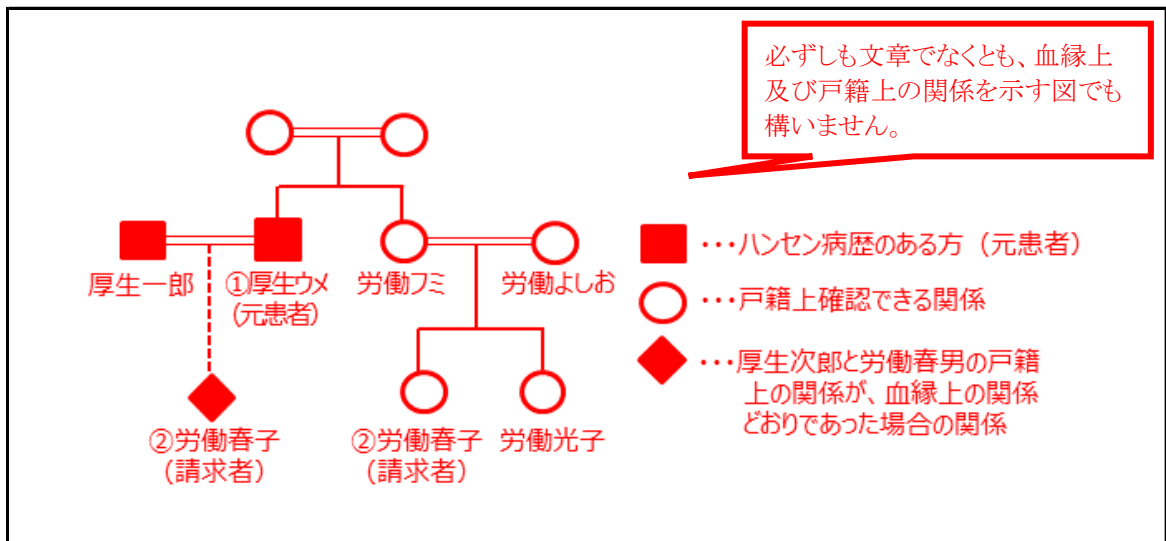
(1) ①の者と②の者の関係について（※②の者の生い立ち等も含めて記載してください。）

私（②）は、昭和〇年〇月〇日、入所者である母・厚生ウメ（①）と父・厚生一郎の長女として、東京都東村山市にあるハンセン病療養所多磨全生園で生まれました。

(2) ①の者と②の者について、血縁上の関係と異なる関係が戸籍に搭載されている理由について

療養所では子どもを育てられなかったもので、私（②）は、1歳になった頃に、血縁上のおば（私の血縁上の母・厚生ウメ（①）の妹）・労働フミに預けられました。社会からの偏見・差別が血縁上の子である私（②）に及ぶことをおそれた血縁上の両親、厚生一郎と厚生ウメ（①）が私の血縁上の母厚生ウメ（①）の妹・労働フミに依頼し、戸籍上も、私のおば・労働フミの子として登録されました。

(3) 備考 （※補足説明をしたい事項がある場合のみ、記載してください。）



（次ページにお進みください）

3

第三者による証明欄

(※①の者と②の者に③の関係があることにに関して公的機関が発行した書類を提出することができない場合のみ)

<証言1>

上記①の者と②の者の関係について、私が把握している事実は、次のとおりです。

- (1) ①の者と②の者の関係について (※②の者の生い立ち等も含めて記載してください。)

私は、労働春子(②)の血縁上のおば(戸籍上の母)です。私が中学生、姉が生有的时候に、姉・労働ウメ(①)はハンセン病を発病し、多磨全生園に入所し昭和〇〇年頃、療養所に入所している姉・労働ウメ(①)から「療養所で妊娠したが、療養所では子どもを育てられないと言われたので、預かってほしい。」と依頼され、引き取ることにしました。

- (2) ①の者と②の者について、血縁上の関係と異なる関係が戸籍に搭載されている理由について

血縁上のめいである労働春子(②)が生まれる直前、姉・労働ウメ(①)から、「将来のことを考えて、生まれてくる子ども(労働春子(②))は自分たちの子としてではなく、あななたちの子として届け出て欲しい」と依頼されました。

- (3) 備考 (※補足説明をしたい事項がある場合のみ、記載してください。)

(1)～(3)の証言に虚偽はありません。

氏名 労働 フミ 住所 東京都千代田区霞が関〇ー〇ー〇

(次ページにお進みください)

<証言2>

上記①の者と②の者の関係について、私が把握している事実は、次のとおりです。

- (1) ①の者と②の者の関係について(※②の者の生い立ち等も含めて記載してください。)

私は、労働春子(②)の血縁上のいとこです。昭和〇〇年、私が小学校3年生の時に労働春子(②)が家に引き取られ、母方の祖母・チヨの実家で一緒に暮らしました。私の母・労働フミからは、「春子(②)は妹だ」と説明されました。小学校6年生のときに、私のおばである厚生ウメ(①)が家を訪ねてきて以来、春子(②)は月に1回程度厚生ウメ(①)と外泊するようになりました。私が中学1年生のときに厚生ウメ(①)が退所し、労働春子(②)はウメ(①)に引き取られることになり、祖母・チヨの実家を出て行きました。

- (2) ①の者と②の者について、血縁上の関係と異なる関係が戸籍に搭載されている理由について

労働春子(②)が引き取られる前に両親が大喧嘩し、父が1週間位家に帰ってこなかったことがありました。私が高校生の時に、当時のことを聞いたところ、父は「春子(②)の戸籍のことでフミと揉めた」と言っていました。

- (3) 備考 (※補足説明をしたい事項がある場合のみ、記載してください。)

(1)～(3)の証言に虚偽はありません。

氏名 健康 光子

住所 東京都千代田区霞が関〇ー〇ー〇

厚生労働大臣 殿